

令和4年度「食都神戸」輸出用商品開発事業実施要領

「食都神戸」海外展開促進協議会
制定 令和4年10月14日食神海協第18号

第1 本要領の位置付け

この要領は、「食都神戸」海外展開促進協議会（以下、協議会）が実施する令和4年度「食都神戸」輸出用商品開発事業の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業目的

「食都神戸」海外展開促進事業を効果的にすすめるため、海外輸送や保存期間の面で生鮮よりも優れている、神戸産農水産物を使用した新しい輸出用商品、あるいは神戸特有の料理や特産物を輸出用に改良した商品を開発することを目的とする。

なお、神戸産農水産物とは、原則として神戸市内で生産（水揚げ）された農水産物とする。

第3 事業内容

協議会は、神戸産農水産物を使用した新たな輸出用商品の開発を行う事業者等に対し、経費の一部を補助する。

- (1) 事業対象者は、法人格を有する団体や、法令に基づき設立された組合、又はそれらに属する組織とする。
- (2) 補助対象経費は以下のとおりとする。
 - ①制作材料費
 - ②成分分析費
 - ③パッケージデザイン費
 - ④マーケティング等調査費
 - ⑤設備導入費（全体事業費の過半を占める場合はリースを原則とする）
 - ⑥輸出認証取得費又は代行委託費（アメリカのFDA認証、イスラム圏のハラール認証など）
 - ⑦その他、商品開発に必要と認められる経費
- (3) 補助交付額は、補助対象経費の1/2以内、上限50万円とする。

また、協議会構成団体との共同開発の場合は補助対象経費の2/3以内、上限100万円とする。

ただし、審査の結果として補助交付額を減額する場合がある。

第4 申請

申請者は、下記(1)～(5)を持参、郵送又はメールにて協議会へ提出すること。

- (1) 応募申請書（様式第1-1又は1-2号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体概要書（様式第3号）
- (4) 誓約事項確認書（様式第4号）
- (5) 事業計画書（様式自由） ※別紙参考様式の記載項目は全て記載すること。
- (6) 事業者登録証（写）、登記簿（写）、担当者の社員証（写）、担当者の名刺等、法人確認ができるもの

※他社との共同開発の場合は、共同開発契約書（案）の写しを添付すること

第5 審査

協議会は、申請があった事業者から順次、申請内容に基づき審査を行い、交付額を決定する。

協議会は審査終了後、申請者に交付決定額を通知する。

第6 事業実施期間

補助金交付対象者となった事業者は、交付決定日から令和5年3月31日（金）までの期間で事業を実施する。

第7 事業完了

交付対象事業を完了した事業者は、下記の書類を協議会まで提出すること。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算報告書（様式第2号）
- (3) 成果品（試作品等）
- (4) 領収書等、支払いの確認ができる書類

第8 交付額の確定及び通知

協議会は、提出された実績報告書及び成果品による完了検査を行い、交付額を確定するとともに、検査から1週間以内に、その結果を事業者に通知する。

第9 補助金の支払

交付額確定通知を受けた事業者は、すみやかに請求書（様式第6号）を協議会に提出すること。

協議会は、請求書受領後1か月以内に補助金を支払う。

第10 実施状況報告書の提出

補助金を受領した事業者は、事業完了した日の属する年度の終了後3年間、当該事業に係る過去1年間の事業実施状況について、毎年5月31日までに実施状況報告書（様式第7号）を提出すること。

第11 補助金の返還

協議会は、補助金交付後に事業者の虚偽の申告又は不正行為が判明した場合、補助金の返還を命ずることができる。

第12 その他留意事項

事業者は事業実施にあたり、以下のことに留意しなくてはならない。

- (1) 神戸港を活用した船便又は将来的な神戸空港の国際化を見越した航空便による輸出を行うことが望ましい
- (2) 製品には食都神戸のロゴマークを記載すること
- (3) 協議会および神戸市が実施する輸出促進のイベント等に出品すること

第 13 協議会構成員

共同開発が可能な協議会構成員は、以下のとおりとする。

- ・神戸市漁業協同組合
- ・兵庫六甲農業協同組合
- ・一般財団法人神戸農政公社
- ・株式会社リトル神戸
- ・神果神戸青果株式会社
- ・神戸中央青果株式会社

第 14 書類の提出先・問い合わせ先

当事業に関する書類の提出先及び問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館3階 神戸市経済観光局農水産課内
「食都神戸」海外展開促進協議会事務局

TEL : 078-984-0380

E-mail : shokuto@office.city.kobe.lg.jp

第 15 この他に必要な事項は、協議会長が別に定めるものとする。